

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	住民生活課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町空き家等の適正管理に関する条例第 7 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町空き家等の適正管理に関する条例第 2 条、第 6 条、第 7 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町空き家等の適正管理に関する条例 (定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空き家等 町内に所在する建物その他の工作物(既に倒壊したものを含む。)で、常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいう。</p> <p>(2) 危険な状態 次に掲げる状態をいう。</p> <p>ア 老朽化又は風若しくは雪等の自然災害により、建物その他の工作物の倒壊、又は当該建物その他の工作物に用いられた建築資材等の飛散のおそれのある状態</p> <p>イ 不特定者の侵入による火災及び犯罪を誘発するおそれのある状態</p> <p>ウ ア及びイのほか、人の生命、身体若しくは財産又は周囲の道路等生活環境に害を及ぼすおそれのある状態</p> <p>(3) 所有者等 所有者、占有者、相続人、財産管理人その他の当該空き家等を管理すべき者をいう。</p> <p>(助言、指導及び勧告)</p> <p>第 6 条 町長は、前条の実態調査により、空き家等が危険な状態になるおそれがある又は危険な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導を行うことができる。</p> <p>2 町長は、前項に定める助言又は指導を履行しない当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告を行うことができる。</p> <p>(命令)</p> <p>第 7 条 町長は、空き家等の所有者等が前条第 2 項の規定による勧告に応じないとき又は空き家等が著しく危険な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、</p>

	必要な措置を講ずるよう命ずることができる。
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日